

教科横断的な教育活動による道德実践に関する研究 —茨城県高校道德の事例を中心に—

小川 哲哉*・石井 純一**・長島 利行**・渡邊 哲郎**
・宮本 夏海***

(2018年10月24日受理)

A Study of morality practice by cross-curriculum learning:
Example of the high school morality education of Ibaraki Prefecture

Tetsuya OGAWA, Junichi ISHII, Toshiyuki NAGASHIMA, Tetsuro WATANABE
and Natsumi MIYAMOTO

キーワード: 高校道德、学習指導要領、国語、英語、カリキュラムマネジメント

高校の新学習指導要領では、小・中学校の学習指導要領の方向性を受けて、「新しい時代に必要となる資質・能力の育成」が目標となり、日常に生きる知識・技能の習得と、時代の変化に対応できる思考力・判断力・表現力の能力育成が課題になった。さらに新指導要領では、子どもが「何ができるようになるのか」も重要な教育目標になっている。そのため高校では、時代に対応した教育活動を通して、よき社会を創造のための「社会に開かれた教育課程」の実現が求められており、それに対応したカリキュラム・マネジメントの実現が重視されている。ただそうしたカリキュラム・マネジメントの実現には様々な試行錯誤が必要とされる。本研究の目的は高校道德を中核に据えた各教科横断的な教育活動の一つのモデル事例を茨城県の事例を通して論究することに求められる。

問題の所在

平成28年には小学校、平成29年には中学校の学習指導要領が改訂されている。今回の改訂で注目されるのは「新しい時代に必要となる資質・能力の育成」が最終的な目標とされ、そのために見

*茨城大学教育学部 **茨城県教育庁 ***茨城県立小瀬高等学校

童・生徒が「何ができるようになるか」が設定されたことである（文部科学省、2016、2017）。その際に必要なのは、「生きて働く知識・技能の習得」と「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成」であり、それらの習得と育成によって「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・と人間性等の涵養」がなされることで、これからの児童・生徒に求められる資質・能力が育成される。

このような小・中学校の学習指導要領の改訂を受けて、高校の学習指導要領が平成30年に改訂された（文部科学省、2018）。その方向性は、基本的には小・中学校の指導要領と同じであり、高校においてもそうした資質・能力の完成を目指すことが求められることは言うまでもない。ただ、今回の改訂においてさらに注目されるのは、固定的な具体的な内容項目の目標設定ではなく、個々の生徒における時代の変化に対応した資質・能力という可変的で、多様な操作が可能なものが目標設定にされた点である。こうした資質・能力が目標にされたのは、これからの時代の方向性と無縁ではないだろう。

これからの時代は、予測不能な様々な社会問題が噴出することが予想される。そのような時代においては、かつてのように特定の目標を設定し、固定的な知識や能力だけで解決できる問題とは違い、常に新しい知識を習得し、それを活用しなければ時代の問題に対処できない状況が様々な場面で生起することが考えられる。知識と技能を常にリニューアルしていかなければそうした状況には対処できないのではないだろうか。

そのために高校教育に必要なのは、個々の教科が個別的に習得目標を設定して、教科の教育目標を実現させるような教育課程編成よりも、常に可変的に変容する時代に対応できる生徒の資質・能力を育成するために教科の枠を超えた柔軟な教育課程編成ではないだろうか。したがってこれからの高校教育に求められるのは、個々の教科の連携の必要性や、各教科を横断的に結びつけるカリキュラム・マネジメントの発想であるように思われる。

ただ今の高校現場において教科の枠組みを超えたカリキュラム・マネジメントを進める動きはそれほど活発であるとは言えない状況にある。むしろ各教科別の指導に力点を置いたカリキュラム組織や教育課程編成が主流であり、その理由の一つとしては、大学センター入試に見られるような解答が一つの知識を確認する試験に対応した知識伝達型の授業スタイルが多くの教科でなされているからだと思えることもできる。

こうした状況において、注目したいのが高校道徳である。周知のごとく高校においては、小・中学校のように道徳科が設定されているわけではない。高校の道徳教育は、学校の教育活動全体において行われるものであり、特定の時間に道徳教育を行う必要はない。しかしながらそのように位置づけられているからこそ、逆に上述したカリキュラム・マネジメントを進めるうえで重要な教育活動と見なすことができるのではないだろうか。高校道徳を中核において、教科横断的な学習を進める可能性があるように思われるのである。実はこうした発想は、今回の高校の学習指導要領から見出すこともできるように思う。「学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと」という指摘は、高校道徳を学校の教育活動全体に行うことを明記しているのだが、こうした教育活動であるがゆえに、教科横断的な学習活動を展開できる可能性を秘めているようにも思われる。

以上の諸点を考慮に入れて、本論文では高校の新学習指導要領における道德教育が、教科横断的な学習活動の一つのモデルになることを、茨城県の高校道德の教育実践を紹介することで論究したい。

(執筆者の本論文での担当箇所は次のとおりである。問題の所在：小川、茨城県の高校道德実践と教科横断的な学習の事例：(1) 道德プラスの教育実践：小川、(2) 討議型の学習活動を導入した国語授業の事例：宮本、(3) 英語授業への討議的な学習方法の導入：渡邊、高校の新学習指導要領における道德教育の可能性：長島、結語的考察：石井)

茨城県の高校道德実践と教科横断的な学習活動の事例

(1) 道德プラスの教育実践

周知のごとく、そもそも高校では小・中学校の道德科のように道德教育が教科として教育課程に位置付けられていないため、生徒の実態に応じた道德教育が学校毎に行われているのが現状である。

こうした中、茨城県では、平成19年度から県立高校の1年生で、「道德」という名称で1単位(35単位時間)必修化し、総合的な学習の時間を使って「道德的心情」を豊かにし、道德的価値の自覚を図る道德教育を行ってきた(茨城県教育委員会編、2018、第13版)。さらに、平成28年度からは県立高校の2年生で、「道德プラス」(茨城県教育委員会編、2016、2～5頁)という名称で年間10回実施し、集団活動を通して身に付けたい「道德的判断力」及び「道德的实践意欲態度」の育成を図っている。より具体的には、話し合い活動を中心に据えた「討議型」の道德教育と、モラルスキルトレーニングによるロールプレイ活動を実践する「協働型」の道德教育を、特別活動の中のホームルーム活動において行っている。中でも道德プラスは、1年生の「道德」で培われた道德的価値の自覚の深まりを、さらに道德的な行為へと展開させることを目的としており、そのための道德的判断力や実行力等の資質・能力を向上させることが課題となっている。そのため具体的な授業では問題解決に向けた学習意欲を高めたり、討議やロールプレイ等の活動を通して相互コミュニケーションを深めるような学習活動が行われている。

特に討議型の道德教育活動(茨城県教育委員会、2016、2～3頁)は、相互コミュニケーションを通して生徒同士の合意形成を目指すことを目的としている。そのために必要なのは、問題・課題を発見して解決を図る学習活動(J.デューイ)、相互理解を図るコミュニケーション活動(J.ハーバーマス)、さらに共通理解へと導かれる対話活動(Win・Win型対話)等の理論に基づいて合意形成を目指す討議活動である。

以下に示す生徒用テキストに収録されている教材「みんなの緑地公園」(茨城県教育委員会編、2018、第13版、8～9頁)では、そのような討議活動がし易いように三つの工夫がなされている。①意見の「相違や対立」が見出せるテーマが含まれている。これによりスムーズな問題・課題解決型学習が行えるようになる。②「日常生活」と関連した具体的で切実な道德的問題が見いだせる。これによりリアリティのある学習活動が可能になる。③討議活動が「集約・収束」できるストーリー構成になっている。それにより、生徒同士の討議活動は一つの合意形成を目指す学習活動を行えるようになる。以下の具体的に説明してみたい。

【みんなの緑地公園】

A市が保有する緑地公園は、自然が豊富で一郎ら地域住民にとって憩いの場となっている。ところが近年、A市の人口増に伴い住宅地にされる計画が持ち上がっている。そのためA市関係者は、今後住民との意見交換会を開く予定である。そして、A市関係者によると、きちんとした意見があれば、住民の意向に合わせて検討するという。一郎は何とかして公園を守りたいと考え、仲間のみなどと意見交換会に参加し、緑地公園の大切さを伝えたいと思った。

【話し合い活動のヒント】

- ①緑地公園の存続のために問題となっていることは何でしょう。
- ②緑地公園が地域住民にとってどのような意味があるのかを考えた上で、公園存続のためには一郎たちは、どのような意見を伝えればよいでしょうか。意見交換会の参加者が納得できる意見を考えてみましょう。

この教材の特徴は、意見の相違や対立を含んだ例話になっている点である。「A市が保有する緑地公園は、自然が豊富で一郎ら地域住民にとって憩いの場となっている。」の文章は、公園の自然を大切にしたいと考える一郎ら地域住民たちの立場を代表している（「意見A」）。「ところが近年、A市の人口増に伴い住宅地にされる計画が持ち上がっている。」の文章で、宅地開発の必要性を感じているA市関係者の立場を代表するものである（「意見B」）。こうした二つの意見が対立する状況において、その対立を乗り越えようとする「住民との意見交換会」が設定されていることにより、授業では対立する二つの意見を合意させる話し合い活動がなされることになる。

「話し合い活動のヒント」では、まず最初に「①緑地公園存続のために問題となっていることは何でしょう。」で、「意見A＝自然の大切さ」（一郎たちと地域住民の立場）と「意見B＝宅地開発の必要性」（A市関係者の立場）に、討議する際の対立図式を理解し、立場の違いの明確化を図る。そして次の「②緑地公園が一郎ら地域住民にとってどのような意味があるのかを考えた上で、公園存続のためにはどうすればよいでしょうか。意見交換会の参加者が納得できる意見を考えてみましょう。」で、合意形成を図る自由な討議活動が設定される。

ただ、ここで注意したいのは先に指摘したように、対立するジレンマ状況によって生徒同士がいくら話し合い活動を行ったとしても解決できないことや単純に二者択一の決断に迫られる問題を討議するのではなく、「公園存続」という方向に向かう合意形成に行き着く討議活動を想定している点である。したがって、この教材を使った授業では、意見Aも意見Bも尊重し、相互に納得しあって歩み寄れる討議や話し合い活動が重要になる。すなわち「自然の豊かさ」も「宅地開発」のどちらの考え方も尊重する討議や話し合い活動である。

道徳プラスのこのような教育実践に対しては、教員だけではなく、生徒や親からもおおむね高い評価を受けていることが、茨城県教育委員会のHPにおいて確認できる（茨城県教育委員会、2018年9月15日閲覧）。教員の回答では、62.6%が道徳プラスを担当したことで自分の教科指導でグループ学習を積極的に行うようになったと答え、72.3%が主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）を目指した授業を行いたいと思うようになったと回答している。次に示すのは、そのような意識で道徳プラスのアクティブ・ラーニング的学習活動を、自分の担当する教科指導にも導

入した事例である。その意味では、まさに道徳授業の枠を超え、教科横断的な指導を実践している事例として注目される。

(2) 討議型の学習活動を導入した国語授業の事例

今回の新学習指導要領でも、前回の改訂と同じように「言語活動の充実」が求められているが、道徳プラスにおける討議活動は、国語の教育実践にも良い刺激を与えている。次の事例は、県立 A 高校の国語の話し合い活動に道徳プラスで行われた討議活動を導入した例である。

宮本によれば、A 高校では、新聞をとっていない家庭も多く、生徒が新聞に触れる機会が少ないのが現状であったという。そのため、国語の授業で生徒に新聞を読ませる機会を多くとりたいと考え、全学年的に取り組むことになった。このような取り組みが可能になったのは、道徳プラスで経験した討議型の学習活動が定着し、グループ学習が容易になったことが大きかったという。具体的には以下のような授業展開がなされた。以下、教材の新聞記事とワークシートを載せておく。

<新聞記事を読んで意見を交換しよう>

◎学習目標

- ①新聞記事を読んで自分の意見を書く。
- ②他者の意見から自分の意見とは異なる点を見つける。
- ③意見交換を踏まえてもう一度新聞記事に対する意見を書く。

ネットで「親」募集 51組の夫婦が名乗り

「緊急募集」「性別は男の子?」「健診は受診済み 特に問題なし」「生活費、医療費等の支援が必要」――。6月中旬の夜、大阪市のNPO法人が運営するサイト「インターネット赤ちゃんポスト」に新たな情報がアップされた。

7月下旬に出産予定の女性の赤ちゃんの「育ての親」を募る知らせに、直後から続々と申し込みが入り始める。午後7時43分、9時54分、10時46分……。3週間で51組の夫婦が名乗りを上げた。女性は20代。妊娠判明後、交際相手と連絡がつかなくなり、育ての親に託すことにしたという。生まれて6日後、赤ちゃんは関西の会社員と主婦の夫婦のもとに引き取られていった。

スマートフォンのアプリで、予期せぬ妊娠などに悩む女性と子どもが欲しい夫婦を結ぶ。赤ちゃんの情報が載るたびに希望が殺到するが、「安易な縁組を助長する」「子どもの幸せは守られるのか」などの批判が絶えない。

実父母が育てることができない子どもを、別の夫婦が迎え、戸籍上も実の親子になる特別養子縁組制度。「小さいのち みんなで守る」の2回目は、その現状と課題について考えます。

(2017年9月5日：朝日新聞：山田佳奈)

◎自分の意見

- (①何が書かれているのか、②それに対し自分はどうか考えるか、③なぜそう考えるのか)

◎友達の見解

() さんの見解



◎他者の見解を踏まえてもう一度自分の見解文を書く

★他者の見解を聞いて、もう一度見解を書くという学習を通じて感じたこと・考えたこと

この新聞記事とワークシートを使って以下のような授業が展開された。

- ・この新聞記事を読んで自分の見解を書く → 他者と見解交換し、自分の見解とは異なる点を見つける → 再度の見解交換を踏まえて、もう一度新聞記事に対する見解を書く。
 - ・自分の見解は「記事には何が書かれているのか」「それに対し自分はどうか考えるのか」「なぜそう考えるのか」を明記するように指示する。

最初は授業を進めていく中で、生徒たちの見解は、「命が無駄になってしまうよりいいから」という理由から賛成、「ネットでの募集は軽はずみ」「売られているみたい」との理由から反対のおおよ

そ半分半分に分かれた。以下は意見交換を通して自分の意見が変わった生徒と、変わらなかった生徒の意見である。

〈意見交換を通して自分の意見が変わった生徒の例〉

◆高2女子生徒

(意見交換前) **賛成**自分で育てられない人と、子どもがほしくてもできない夫婦を結ぶことができるから。

(意見交換のメモ) 軽はずみに選ぶ人がいたら子どもは幸せになれない。インターネットなので守れる赤ちゃんが増える。

(意見交換後) **反対**ネットで募集すれば、たくさんの人の目につくとは思いますが、その分、安易に決めてしまう人がいると思う。本当に子どもがほしいなら、自分でそのNPO法人に足を運んで、話を聞いてから決めてほしいと思った。

◆高2男子生徒

(意見交換前) **反対**安易に引き取ったりして、子どもの幸せが妨害されないか不安。命のことだから、インターネットで済ますのはあまりよくない。

(意見交換のメモ) 実の親の代わりに子どもを受け取ることで、虐待・暴力を回避できる。／実の親の事情で子どもを育てられなくなってしまうなら、親になりたい夫婦のところで、本当の家族のように過ごした方が子どもにとって幸せだと思う。

(意見交換後) **賛成**実の親が育てられないからといって、里親に引き渡すことで問題・トラブルがあるが、対策を考えながらだと、インターネットで取り引きするのも悪くはないと感じた。

◆高2女子生徒

(意見交換前) **反対**命を守るのはいいことではあると思うが、子どもが大きくなったときに血が繋がっていないことや本当の家族ではないことを悩んでしまうと思う。子どもの気持ちを考えるのであれば、予期せぬ妊娠を防ぐということをした方がいいのではないかと思った。ネットで人を集めるのは簡単だが、それだと子どもが売られているみたいにわたしは感じる。

(意見交換メモ) システム的には賛成。育てられなかったからと命を捨ててしまうよりいいと思う。子どもがほしい夫婦もそれなりの責任を持つべき。ネットで条件に合った人を探せる。

(意見交換後) **どちらでもない**確かに条件を満たしている人が見つかるという点では、ネットで親を探すことも悪くはないと思ったが、やはり私は賛成とも反対とも言えないと思った。幸福か不幸かは私たちが決めるものでも、周りの人たちが決めるものでもないし、その人にしかわからないことだから、なんとも言えないと思った。人間の感情が混ざり合う問題だから難しいと思った。

〈意見交換をしても自分の意見が変わらなかった生徒の例〉

◆高2男子生徒

(意見交換前) **賛成**育てる親がいないよりは、いる方が良いと思ったから。

(意見交換のメモ) 親が悪い人かもしれないから、その人について調べてから親にした方がいいと思う。相手の素性を調べてから親にした方がいい。

(意見交換後) **賛成**親の素性を調べてからその人に赤ちゃんを引き取ってもらった方が、子どもにとっていいと思った。

◆高2女子生徒

(意見交換前) **反対**ネットで情報をアップすることで、たくさんの子どもがほしい親が見つかるというのはいいと思うが、軽はずみに子どもを引き取る人がもしいたら、子どもは幸せになれない。

(意見交換のメモ) NPO 法人で話を聞いてからの方がいい。子ども里親もお互いに幸せになれる。

(意見交換後) **反対**賛成の意見を聞いて、「子どもが亡くなってしまうこともあるなら、引き取った方がいい」「親がいないのはつらい」ということに改めて気付いたが、やはりネットでの募集は賛成できない。軽はずみに引き取られてしまうのは危険もあると思うし、子どもと里親で話し合う期間があった方がいいと思った。

宮本によれば、意見が変わらなかった生徒の中には、変わらないながらも新たな策を考えた者が多かったという。授業後の生徒の感想は以下のとおりである。

〈学習を通じた生徒の感想〉

- ・他の人の意見を聞くことで、視野が広がり、意見を深めることができたと思った。
- ・意見を聞くことで、自分が気付いていなかった部分が出てきて、よかったと思う。
- ・他者の意見を聞き、自分の意見を見直すことができたのでよかった。
- ・みんなの意見を聞いてよかったし、自分の意見も伝えたいことが伝えられたのでよかった。
- ・意見を聞いていて、同じ賛成でも視点が少し違っていたり、反対の意見を聞いて気付いたこともあったりして、人の意見を聞くのは大切だなと改めて思った。
- ・誰かの言葉で考え方が変わるというのは不思議だ。やはり言葉の力というのはすごいと感じた。
- ・意見を聞けば、たとえ自分とは違う賛成・反対意見だとしても共感するところが絶対出てくる。その共感したところをふまえて、再度意見を書くということは非常に面白い。

授業者の宮本は次のように述べている。

- ・A 高校全体で取り組んでいることが、輪としてつながったイメージがある。
- ・国語科だけでなく、社会科で「A 高選挙 (模擬選挙)」をやったり、体育では試合で起きた特殊なプレーについて生徒に調べさせ、プレゼンテーションをさせたりしている。
- ・授業だけでなく、清掃後、生徒全員に一言ずつ話させている。(謎かけを宿題としている教員もい

る)

宮本は「このように教員と生徒が一体となって他教科にも横断的な学習活動が展開できるようになったのは、道徳プラスによる討議活動やロールプレイの経験が大きかったのではないかと指摘しており、道徳教育実践における多様な話し合い活動やグループワークは、「言語活動の充実に大きな影響を与えている」ことを実感していると述べている。

(3) 英語授業への討議的な学習方法の導入

またB高校の渡邊は、道徳プラスで多くの生徒が討議活動に対して抵抗感がなくなり、むしろ積極的に話し合い活動やプレゼンテーション活動を行うことができるようになったことが確認できたことで、英語の授業にアクティブ・ラーニング的活動の導入を試みている。

その一つが、英語授業に「ジクソー法」に基づくリーディング学習を導入したことである。ジクソー法は、一つの英語読解教材をいくつかに分け、分けられた文章の内容を各学習者が英語で伝え、各自が説明した文章の断片をつなぎ合わせて文全体の内容を理解し、情報を共有する学習法であり、E. アロンソンによって開発された。生徒の主体性を引きだす学習法として近年にわかに注目されている。ジクソー法の導入に関して渡邊は、次のように述べている。

「道徳プラスの授業を経験したことで、個々の生徒が積極的に意見交換する姿勢が育成されてきたので、英語の授業でジクソー・リーディングが容易になりました。英文の文法的事項や語彙、文章構造を説明し、日本語への翻訳を求めるこれまでのような授業ではなく、生徒一人ひとりが、分解された各文章の説明を行い、みんなの討論を通して教材の全体像を考えていく試みは、極めて主体的な学習意欲をもたらしていました。」

この種の学習方法を行うには、生徒の側に学びに対する高いモチベーションと、深い問題探究意欲がないと難しいが、そうした学習意欲を高める効果が道徳プラスの教育実践にはあったことが分かる。

こうした実践的な成果について、生徒Cは当時を振り返って次のように語っている。

「道徳プラスで討議活動の数をこなすことによって、考えて発言するくせができました。さらに自分で意見することに対してためらいがなくなりました。これまで自分と考えの違う人には意見を求めようとは思いませんでしたが、敢えて聞いてみようという気持ちになりました。英語の授業には積極的に参加しようという気持ちが高まりました。自分に与えられた文章の内容をしっかりと伝えなければ、文章全体が分からなくなるので、責任重大でした。道徳や英語の授業の学習を通して、課題を探究する姿勢が身に着いたので、様々な社会問題の解決について考えようとする思いが強くなりました。」

このように道徳プラスの授業で培われてきた問題探究力や協働活動力は、教科の学習に対して主体的に取り組む姿勢を大きな影響力をもたらしている。ジクソー・リーディングは、長文を分担して読む量を減らすことで、長文への苦手意識を軽減できるが、それよりも重要なのは、自分が担当する箇所へ責任を持ちながら理解しなければならないため、自分の学習であると同時に皆のために読む学習でもあり、まさに協働活動への高い意識が形成されているように思われる。

以上の国語科と英語科の授業実践を見ても分かるように、茨城県の高校道徳は、生徒たちの討議

活動やグループによる協働学習に取り組む資質・能力の育成を目指して実施されてことにより、図らずも道德教育実践の枠を超えて、まさに他の教科への横断的な学習活動の可能性を切り開く役割を果たしていることが分かる。その意味では、道德教育実践が多様な教科のアクティブ・ラーニング化の橋渡しをしていると見なすこともできる。

このように茨城県の高校道德では、高1の総合的な学習の時間で行われる「道德」と、高2で行われる「道德プラス」を土台として、他教科等にも拡大したアクティブ・ラーニングが実践されている。このような道德教育を中核に置いたアクティブ・ラーニング的学習活動の可能性は、新学習指導要領においても散見される。ここでは新学習指導要領における高校道德教育の可能性を確認しておきたい。

高校の新学習指導要領における道德教育の可能性

繰り返しになるが、今回の高校の新学習指導要領においても、道德教育は学校教育の全ての教育活動で行われることになっており、小・中学校のような道德科が設定されているわけではない。ただ、新教科や総合的な探究の時間や、特別活動においては道德教育と深いかかわりが見出せる要素があるので、以下まとめておきたい。

(1) 新科目「公共」における道德教育

「公共」の目標には、「人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す」と示されている。特に道德教育である「人間としての在り方生き方」に関する教育については、「現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚や、公共的空間に生き国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める」とし、「現実社会の諸課題の解決に向けて」の「合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う」ことが求められている（文部科学省、2018、92～99頁）。

(2) 「倫理」における道德教育

「倫理」の目標には、「人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して、広い視野に立ち、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念に基づいて、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す」と示されている。特に「人間としての在り方生き方」の自覚に向けて、「人間の存在や価値に関わる基本的な課題について思索する活動や、他者と対話しながら、現代の諸課題を探究する活動が、求められており、道德教育との深い結びつきが確認できる（文部科学省、2018、99～104頁）。

(3)総合的な探究の時間における道德教育

総合的な探究の時間の目標は、「探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することを目指す」と示されている。また、学習指導要領解説でも、「自己の在り方生き方を考える」ことについて、「人や社会、自然との関わりにおいて、自らの生活や行動について考えて、社会や自然の一員として、人間として何をすべきか、どのようにすべきかなどを考えることである」と示され、「学んだことを現在及び将来の自己の在り方生き方につなげて考える」ことが大切であると提示されていて、考え、議論する道德教育活動と深くかかわった内容が見いだせる（文部科学省、2018、641～644頁）。

(4)特別活動における道德教育

特別活動の目標の一つに、「主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う」と示されている。特に、「ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルームでの話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりする教育活動は、道德教育活動と密接にかかわっている（文部科学省、2018、645～651頁）。

結語的考察

上述したように、新学習指導要領において道德教育と深いかかわりがある教育活動としては、総合的な探究の時間や特別活動等があげられるし、各教科としては新設科目の「公共」や新しい「倫理」の内容が道德教育と密接にかかわっていることが分かる。

中でも注目したいのは、公共科である。特に公共科の学習目標である「現代社会の諸課題の解決に向けて」の「合意形成や社会参画」を視野に入れた討議活動の可能性は、茨城県の道德プラスの教育活動と深い親近性があるように思われる。すでに指摘したように道德プラスは、合意形成を目指して話し合い活動を展開するもので、その特徴としては以下の諸点が指摘できる。

- ・資料の中に織り込まれている「**問題（課題）**」を**発見**する（気付く）。
- ・何が問題なのかをペアやグループで確認し合う。
- ・その「**問題（課題）**」を**解決**するために、主人公と他者（当事者どうし）がお互いの主張を通すにはどうしたらよいか、（資料の主人公の立場になって）、グループで話し合い、一定の**合意形成**を目指す。

このような道德プラスにおける討議型の話し合い活動には、公共科を通して生徒の資質・能力の育成に寄与する教育的な諸要素が含まれていることに気づくことができるように思われる（文部科学省、2018、92～93頁）。

①現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる **概念や理論について理解**するとともに、諸資料から、倫理的主体などとして活動するために必要となる情報を適切かつ効

果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。

②**現実社会の諸課題の解決に向けて**、選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、**合意形成**や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。

③よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、**現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚や、公共的な空間に生き**国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

このようにアクティブ・ラーニング的要素を含んだ道徳教育実践を行う際には、公共科の教育実践との深い関係を維持していくことは重要な課題となるだろう。すでに小・中学校の道徳科が、「考え、議論する道徳」へと展開しており、やがてそのような教育実践を学んだ児童・生徒が高校に入学してくるときには、高校道徳がその方向性を受け取らなければならないことは言うまでもない。その時に必要とされるのは、単なる道徳教育実践ではなく、アクティブ・ラーニング的要素を持ち、「生きて働く知識・技能の習得」と「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成」が可能となる教育実践である。そうした実践によって新しい時代に対応できる生徒たちの資質・能力が培われる。

すでに茨城県は、高1の「道徳」と、高2の「道徳プラス」によって、新学習指導要領で求められている教育実践を先取りしているように思う。今後は、新しい教科である公共科や倫理科、さらには総合的な探究の時間や特別活動との有機的な連関を進めていく中で、さらなるカリキュラム・マネジメントを進めていく必要があるように思われる。

引用文献

文部科学省、2016『小学校学習指導要領』

文部科学省、2017『中学校学習指導要領』

文部科学省、2018『高等学校学習指導要領』

茨城県教育委員会編、2018『高校生の「道徳」 ともに歩む—今を、そして未来へ—』

茨城県教育委員会編、2016『道徳教育指導資料 道徳プラス』

茨城県教育委員会編、2016『高校2年生の道徳プラス』

平成 28 年度「道徳」の授業に関するアンケート結果の概要等（茨城県教育委員会 HP）

(<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/kokoro/doutoku/doutoku.html>、2018年9月15日閲覧)